農業者のための

農業者年金ガイドブック

3つの条件を満たす方の将来に役立つ年金です

- ☑ 年間60日以上農業に従事している
- ☑ 20歳以上60歳未満である
- ☑ 国民年金第1号被保険者である

たとえば こうなります

65歳から受け取る公的年金は月額いくらだろう？

▶サラリーマンだったら…？

国民年金 ＋ 厚生年金 ＝ 約 **147,872円**［平均年金月額］

▶自営業者（農業者）だったら…？

国民年金 ＋ ［　　］ ＝ 約 **55,244円**［平均年金月額］

その差は **92,628円**

出展：厚生労働省年金局「平成26年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」

農業者年金に月額保険料3万円で20年間加入すると…

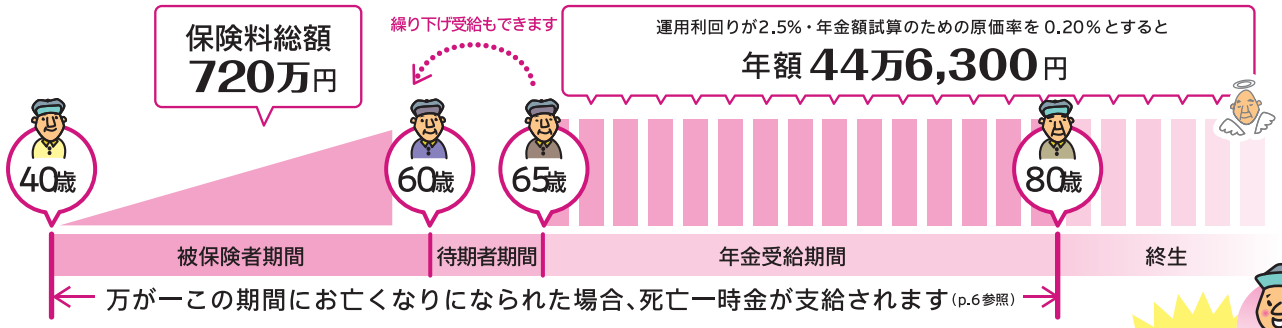

国民年金 77万2,800円 ＋ 農業者年金 44万6,300円 ＝ 1年あたり 121万9,100円

平均年金月額は **101,591円** に！

詳細は中面へ ▶▶▶▶▶

1 まずはしくみを理解しよう
農業者年金と国民年金の関係性

日本の年金制度のしくみを理解しよう

日本の年金制度［公的年金］

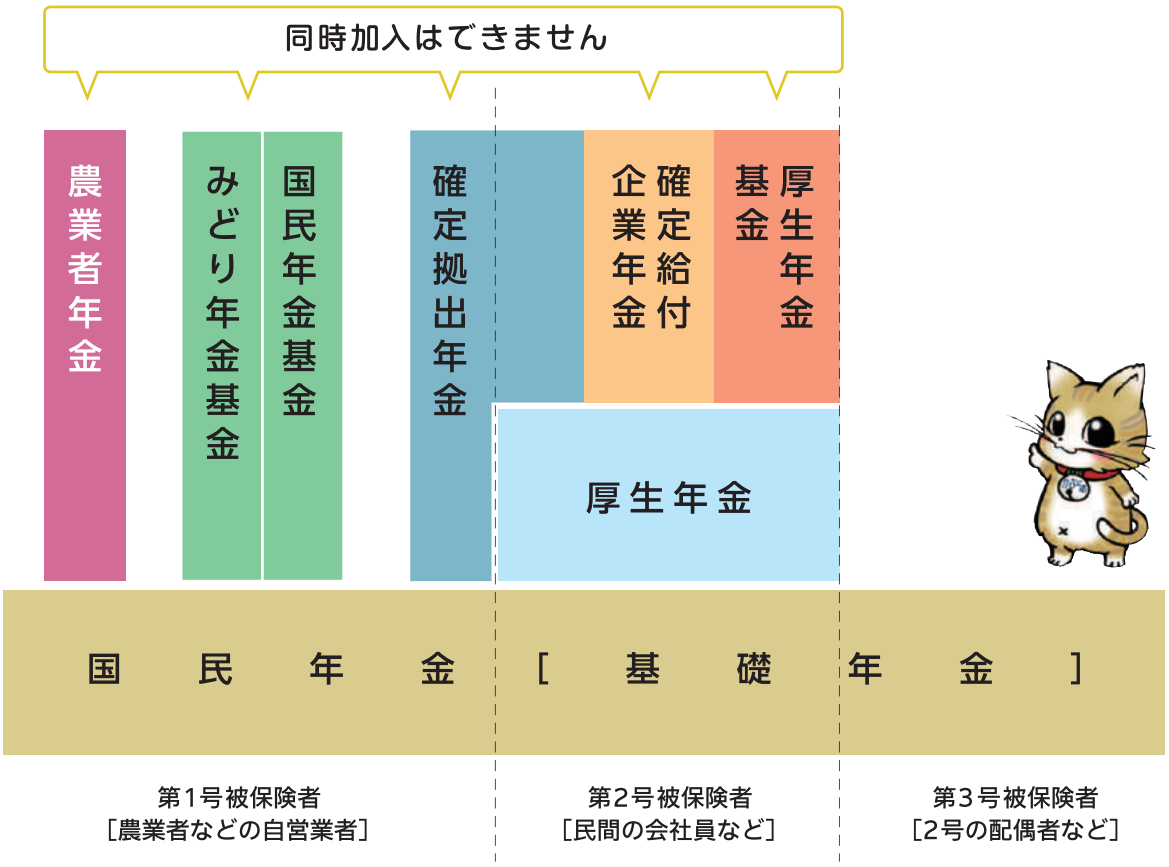

国民年金の付加保険料を納付しましょう

※農業者年金に加入した場合は、国民年金の付加保険料を納付する必要があります。

国民年金の保険料に毎月400円を上乗せして納付した場合、65歳から付加年金として、毎年200円×納付月数分の年金が終身受給できます。

例 国民年金の付加保険料を15年間（180ヶ月）納付した場合

支払う保険料［総額］：400円×180ヶ月＝72,000円（15年）

受取る保険料［年額］：200円×180ヶ月＝36,000円（1年あたり）

年金のかたちを理解してみましょう

農業者年金は、加入者自身が積み立てた保険料とその運用益に応じて年金額が決まります。老後の年金額を前もって確定している確定給付型年金とは異なり、その時々の加入者数などに左右されにくい、長期的に安定した制度となっています。

農業者年金
積立方式・確定拠出型

保険料は将来の自らの年金給付費になります。

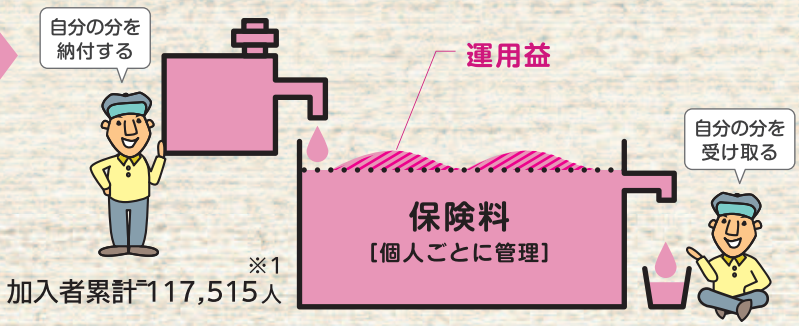

国民年金
賦課方式・確定給付型

保険料はその時々の高齢世代の年金給付費になります。

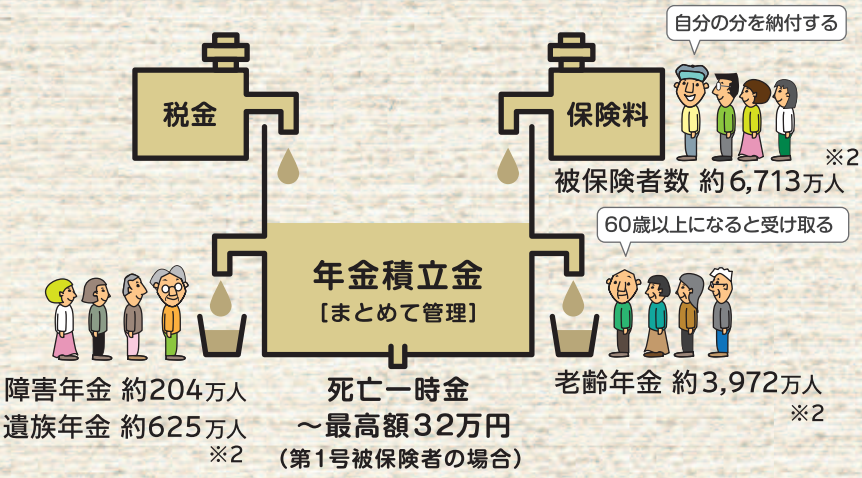

※1＝独立行政法人農業者年金基金調べ（人数は平成28 年度末の数値）。
※2＝出展：厚生労働省 日本年金機構「知っておきたい年金のはなし」（人数は平成26 年度末の数値）。

農業者年金はこのように運用されています

1. 資産の運用は農業者年金基金が一元的に行なっています。
2. リスクが少なく、安全で効率的な運用がなされています。
3. 被保険者と受給権者の資金を別々に管理しています。
4. 付利累計額がマイナスなった場合には、マイナス相当額を補う措置がなされます。
5. 年度末の付利額や保険料の納付状況などを毎年お知らせします。
6. 運用経費（事務・人件費など）は国が負担しています。

2 加入するとこうなります
農業者年金Q&A

申込方法がわからない

お住まいの地域のJAまたは農業委員会で受け付けています。

加入条件はある？

3つの以下の条件を満たしていることが必要となります。
①年間60日以上農業に従事していること
②20歳以上60歳未満であること
③国民年金第1号被保険者であること

通常加入の保険料額は？

通常加入の場合、月額 20,000 円から 67,000 円のあいだで 1,000 円単位で自由に選ぶことができます。60 歳になる前の月まで、保険料はいつでも・何度でも変更ができます。

納付方法は？

保険料は、以下のどちらかの方法で、ご指定の JA 貯金口座から自動振替を行ないます。
①毎月納付＝毎月分を翌月23日に納付する方法
②前納納付＝翌年の1年分を毎年12月23日に納付する方法
※②の前納納付は保険料が若干割引になります。そのため、翌年1年分に納める保険料が決まっている方は、その年の11月15日までにJAの窓口にて手続きをすることをおすすめします。

確定申告の際に保険料が控除になります

納付した保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。そのため、所得税の確定申告の際に、控除を受けることができます（所得税法第74条）。
また、農業者年金の保険料は、証明書などを添付する必要がありません。保険料納付額を確認し、確定申告書に納付額を記入することで、社会保険料の控除が受けられます（所得税法120条第3項 第1項）。

受給手続きはどうしたらいい？

（p.6 参照）

受給の手続きはJAの窓口で受け付けています。65歳から受給が可能になります（通常の場合）。また希望により60歳からでも受給が可能です。

脱退するときはどうするの？

いつでも脱退ができます（脱退一時金はありません）。
60歳になる前月まで、何度でも再加入でき、たとえ1ヶ月の加入期間であっても、積み立てた保険料は、将来年金（または死亡一時金）として受給することができます。

脱退しなくてはならない時はどんなとき？

次のいずれかに該当した場合には、被保険者資格を喪失します。

① 死亡したとき
② 60歳に達したとき
③ 農業に従事する者でなくなったとき
④ 国民年金保険料の全額または一部の額の納付が免除されたとき
⑤ 国民年金の被保険者資格を喪失したとき
⑥ 国民年金の第2号被保険者（民間の会社員など）となったとき
⑦ 国民年金の第3号被保険者（2号の配偶者など）となったとき

加入者が亡くなったときは？

（p.6 参照）

加入者や受給者が80歳を前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れる予定であった未支給の年金額に相当する額（受給者の場合は死亡した翌月から換算）が遺族の方へ支給されます。

3 シュミレーションしてみましょう
農業者年金の受給イメージ

被保険者・待期者期間

保険料の総額 A
（将来の年金原資として個人ごとに管理）

運用益

年金裁定

年金額 B ＝ 給付原資（保険料総額 A ＋ 運用益 ） ÷ 年金原価率（※）

※年金原価率とは、一定の年金額を支給するために、その何倍の年金原資を必要とするかという率です（年金ごとに予定利率・予定死亡率を勘案して、年度ごとに農林水産省が設定をしています）。

受給者期間

65歳

70歳

平均寿命
男性 86.5 歳
女性 92.0 歳

終生

平均的な年金受給総額 C

終身受給できます

もしも…70歳で亡くなられた場合

65歳

70歳

80歳

平均寿命
男性 86.5 歳
女性 92.0 歳

受給済

死亡一時金

遺族へ
［相続税非課税財産］

長寿者へ

［80歳までは死亡一時金の保証があります］

農業者年金支給額の試算表

運用利回り２％、保険料月額２万円の場合

単位：円

納付期間	保険料納付総額 A	性別	年金額（年額 B ）	平均的な年金受給総額 C
10年	240万円	男	126,200	2,713,300
		女	105,700	2,853,900
20年	480万円	男	275,600	5,925,400
		女	230,900	6,234,300
30年	720万円	男	452,400	9,726,600
		女	379,000	10,233,000

運用利回り３％、保険料月額２万円の場合

納付期間	保険料納付総額 A	性別	年金額（年額 B ）	平均的な年金受給総額 C
10年	240万円	男	137,300	2,952,000
		女	115,100	3,107,700
20年	480万円	男	314,000	6,751,000
		女	263,100	7,103,700
30年	720万円	男	541,200	11,635,800
		女	453,400	12,241,800

運用利回り２％、保険料月額３万円の場合

納付期間	保険料納付総額 A	性別	年金額（年額 B ）	平均的な年金受給総額 C
10年	360万円	男	189,300	4,070,000
		女	158,600	4,282,200
20年	720万円	男	413,400	8,888,100
		女	346,400	9,352,800
30年	1,080万円	男	678,600	14,589,900
		女	568,600	15,352,200

運用利回り３％、保険料月額３万円の場合

納付期間	保険料納付総額 A	性別	年金額（年額 B ）	平均的な年金受給総額 C
10年	360万円	男	206,000	4,429,000
		女	172,600	4,660,200
20年	720万円	男	470,900	10,124,400
		女	394,600	10,654,200
30年	1,080万円	男	811,800	17,453,700
		女	680,200	18,365,400

※65歳以降の年金額を計算するための予定利率は0．2％（平成29年3月23日）で計算しています。
※年金額は、65歳から農業者老齢年金を受給した場合の金額（年額）です。
※年金受給総額は、男性では86．5歳、女性では92．0歳（65歳における平均余命）まで年金を受給した場合の総額です。早く亡くなられた方（80歳未満で亡くなられた場合には死亡一時金が受給されます。）はこれよりも少なく、長生きされた方はこれよりも多く受給されることになります。
※運用利回りは想定の数字です。なお、現行制度発足以降の平成27年度までの14年間の平均運用利回りは2．73％、直近10年間の平均運用利回りは年率2．43％です。

4 安心の支援体制 農業者年金の運営組織図

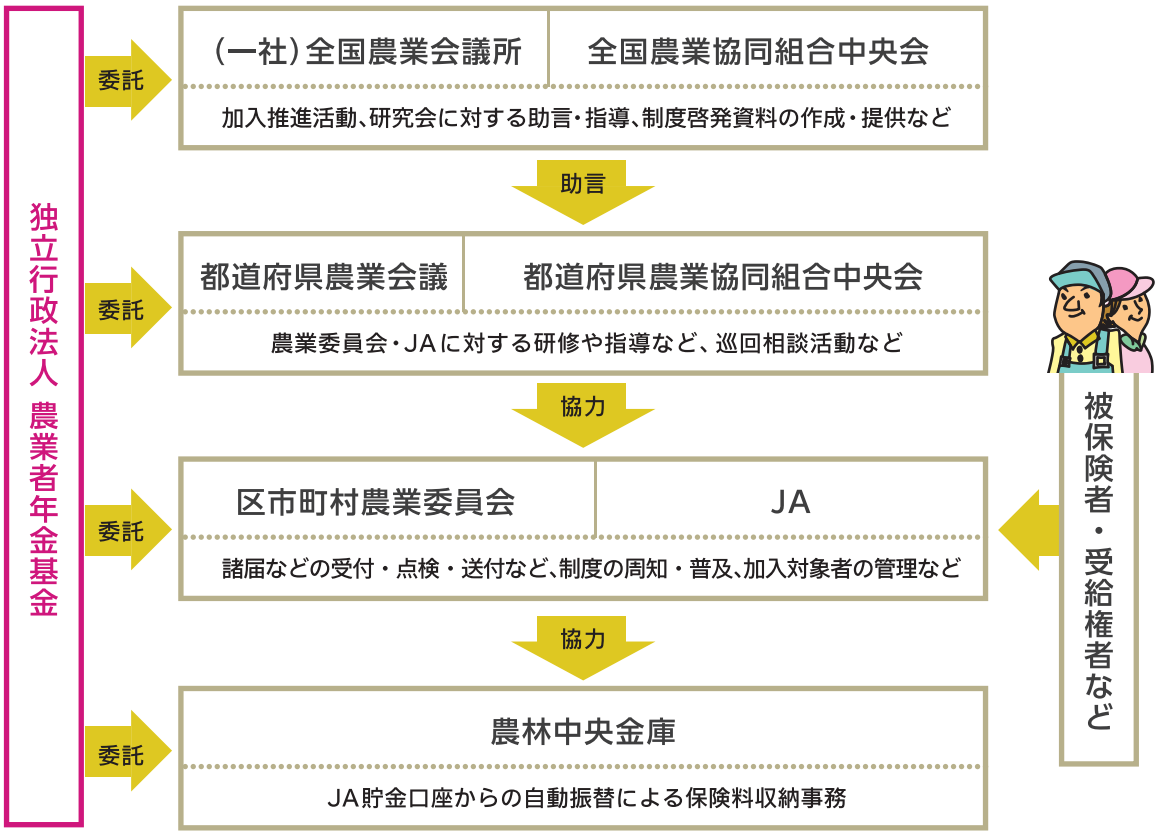

「農業者年金基金」とは？

平成15年10月1日に設立された独立行政法人が、独立行政法人農業者年金基金法に基づき以下の業務をすすめています。

1 書類の審査、決定 2 年金資産の運用 3 付利通知（1年ごと） 4 年金額の確定・給付

また、農業者年金の業務の一部は、農業協同組合および区市町村の農業委員会が委託を受け、加入の推進や制度の普及を行なっています。

お気軽にお問い合せください

(一社)東京都農業会議 ▶ ☎03-3370-7146

ＪＡ東京中央会 ▶ ☎042-528-1567

加入のお申込みはお住まいの地域のJAまたは農業委員会へ